

# 会社等記載例

様式例第5号の1

## 農地所有適格法人報告書

令和2年2月22日

砺波市農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地 砺波市栄町7番3号  
法人の名称 株式会社となみファーム  
代表者氏名 代表取締役 砺波太郎  
事務所の電話番号 (0763) 33-1111

会社  
印

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

### 記

#### 1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	株式会社となみファーム 代表取締役 砺波太郎	
主たる事務所の所在地	砺波市栄町7番3号	
経営面積 (ha)	田	25.0
	畑	0.5
	採草放牧地	
法人形態	株式会社	

#### 2 農地法第2条第3項第1号関係

##### (1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物注1	関連事業等の内容注2	
米、大豆、野菜、花木	農作業受託・加工販売	造園

注: 農業  
以外も全  
て記入

注1 法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載します。  
なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載します。

注2 関連事業等に該当する内容

- 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- 農業生産に必要な資材の製造
- 農作業の受託
- 農業と併せ行う林業
- 農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

(2) 売上高 注3

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	30,000,000 円	10,000,000 円
2年前(実績)	29,000,000 円	15,000,000 円
1年前(実績)	32,000,000 円	20,000,000 円
報告日の属する年 (実績又は見込み)	29,000,000 円	25,000,000 円

注: 農業の売上げが過半になっていなければならない。

注3 法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載します。「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の3事業年度分をそれぞれ記載し、「報告日の属する年」欄には、直近終了事業年度の実績を記載します。

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社注4等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m <sup>2</sup> )		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績 注5	見込み	
砺波 太郎	80	賃借権	20,000	300	300	
砺波 花子	15			300	300	

議決権の数の合計

95

農業関係者の議決権の割合

95.0%

注：農地所有適格法人要件は50%超

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 600 日

注：構成員全員の労働日数を集計します。

注4 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成44年法律第52号)第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載します。複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載します。

注5 「直近実績」欄は一年前の実績を、「見込み」欄は直近に終了した事業年度の内容を記入してください。以下同様とします。

(2) 農業関係者以外の者（(1) 以外の者）

氏名又は名称	議決権の数
株式会社高岡造園 代表取締役 高岡太郎	5

議決権の数の合計

5

農業関係者以外の者の議決権  
の割合

5%

(留意事項)

- 1 構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。  
なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
砺波太郎	砺波市栄町7番3号	代表取締役	300	300	300	300
砺波花子	砺波市栄町7番3号	取締役	300	300	300	300

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
注：(1)で農作業 従事状況が確認で きる場合は記載の 必要なし (1)で確認ができ ない場合の記載例						
立山次郎	富山市新桜町6-15	営農部長	300	300	300	300

((2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
  - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - ウ 農業生産に必要な資材の製造
    - エ 農作業の受託
    - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれかの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3 (1) 農業関係者」は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合「3 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 6 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。